

ふれあい東戸塚居宅介護支援センター 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団健齢会が運営する居宅介護支援事業所 ふれあい東戸塚居宅介護支援センター(以下「事業所」という)が行なう居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援事業を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- (1) 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態などになった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう居宅介護支援を行なう。
- (2) 事業所の介護支援専門員は、利用者の選択に基づき、適正な保健・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なうものとする。
- (3) 事業の運営にあたっては、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類または居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行なうものとする。
- (4) 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 ふれあい東戸塚居宅介護支援センター
- (2) 所在地 横浜市戸塚区上品濃 16-8

(職員の職種・員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容、担当件数は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(管理者兼介護支援専門員)(常勤兼務)
管理者は事業の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- (2) 介護支援専門員 4名(常勤専任2名、常勤兼務1名、非常勤専任1名)
介護支援専門員は居宅介護支援の提供にあたる。
- (3) 担当件数 介護支援専門員1名(常勤換算)あたり、35件を標準とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。
(但し、国民の祝日及び12/31～1/3は除く)
- (2) 営業時間は午前8:30～午後5:30までとする。
- (3) 電話などにより24時間常時連絡が可能な体制とする。(24時間輪番制070-2641-6115)

(居宅介護支援の提供方法、内容利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なう。その内容は次の通りとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成。
- (2) 利用者が居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスが受けられるよう、指定居宅サービス事業者などとの連絡調整を行なう。
- (3) 利用者が介護保険施設へ入所を要する場合は、介護保険施設へ紹介する。また、介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者から依頼あった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (4) モニタリングの為の居宅訪問頻度は最低月1回とし、その都度記録し保存する。但し、利用者からの依頼や居宅介護支援事業の実施に不可欠と認められる場合で、利用者の承諾を得た場合には、必要に応じまたは随時居宅を訪問するものとする。
利用者状況に応じて、サービス担当者会議などで主治医・サービス事業所から合意、利用者同意の上で、オンラインツールの活用により2か月一度電話でモニタリングを行う。
- (5) 居宅訪問時の記録は保存するものとする。
- (6) 課題分析方式は、MDS-HC方式または包括的自立支援方式とする。
- (7) 居宅サービス計画作成のために、利用者のアセスメント(MDS-HC方式または包括的自立支援方式)を行い、居宅サービス計画の原案を作成し、利用者と原案の検討調整を行う。修正された居宅サービス計画について利用者から同意を得て、利用者に文書を交付する。
- (8) 相談とサービス担当者会議開催場所は原則利用者の居宅または1階相談室兼会議室とする。
- (9) 居宅サービス計画を作成、または変更するときには専門職等の意見を聴取するために、サービス担当者会議を開催する。
- (10) 居宅介護支援を提供した場合の利用料は、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスである場合を除き、厚生労働大臣の定める基準によるものとする。但し、利用者負担はない。
- (11) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えたところから往復で1キロメートル50円とする。
- (12) 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対し、事前に文書などで説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は横浜市戸塚区、港南区、旭区、保土ヶ谷区、南区、泉区とする。

(守秘義務または秘密の保持)

第8条 当該事業における安全と信頼の確保

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な場合を除き、第三者に漏らすことがない旨の誓約書を事業所に提出するものとする。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の誓約書を事業所に提出するものとする。

(相談・苦情対応)

第9条 当事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- (1) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (2) 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(緊急時における対応方法)

第11条 介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(※または、介護支援専門員の資質向上のために、研修の機会を提供するものとする。)

(虐待の防止)

第13条 ①利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3 虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的の実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと

事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報いたします。

②身体拘束に関する事項

- 1 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する

(非常災害対応)

第14条 居宅介護支援サービスを提供中に、天災その他緊急事態が生じた時には、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法・緊急連絡先及び協力機関との連携方法を確認し、災害時に避難等をおこなう。

第15条 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第16条 事業所は、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じます。

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じます。

- 1 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- 2 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- 3 その他ハラスメント防止のために必要な措置

この規定に定める条項の他に、運営に関する重要事項は、医療法人社団健齡会と当該事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は平成25年5月1日より施行とする。

平成27年2月22日	改定(職員の員数)
平成28年3月1日	改定(職員の員数)
2018年4月1日	改定(苦情処理・事故発生時の対応・緊急時における対応方法追記)
2018年5月1日	改定(職員の員数)
2019年6月1日	改定(職員の員数)
2019年10月1日	改定(職員の員数)
2023年6月1日	改定(職員の員数)
2024年6月1日	改定(第6条(4)追記、第13条追記、第15～16条追記)
2025年5月1日	改定(第5条(2)営業時間変更)